

頁	新	旧
33	<p><b>2. 災害による期限の延長</b> の記述を変更</p> <p><b>2. 災害等による期限の延長</b></p> <p>関税関係法令には、申請、請求、納付等について期限が定められているが、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、その定められた期限までに申請等を行うことができなくなる。また、サイバー攻撃等により電子情報処理組織（NACCS）が使用不能になった場合には、納付等を行うことができない者が多数に上ることも予測される。</p> <p>このような事態に対し適時・適切な通関を確保するため、財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由（災害等）により、関税法又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収をその期限までにすることができないと認めるときは、次により、当該災害等のやんだ日から<b>2月以内</b>に限り、当該期限を延長することができるものとされている《関法第2条の3》。</p> <p><b>（注）「災害その他やむを得ない理由（災害等）」</b></p> <p>① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変  ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害  ③ 重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、電子情報処理組織（NACCS）の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実</p> <p><b>（1）地域指定</b></p> <p>財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり、申請、納付等をその期限までにすることができないと認める場合には、<b>地域及び期日を指定</b>して期限を延長する《関令第1条の4第1項》。</p> <p><b>（2）対象者指定</b></p> <p>財務大臣は、申請、納付等を期限までにすべき者であって、<b>電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（対象者）</b>が多数に上ると認める場合には、上記（1）の適用がある者を除き、<b>対象者の範囲及び期日を指定</b>して期限を延長する《関令第1条の4第2項》。</p> <p><b>（3）申請による個別指定</b></p> <p>財務大臣又は税関長は、申請、納付等をその期限までにすることができないと認める場合には、上記（1）又は（2）の適用がある場合を除き、<b>これらの行為をすべき者の申請</b>により、<b>期日を指定</b>して当該期限を延長する《関令第1条の4第3項》。この申請は、災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面でしなければならない《関令第1条の4第4項》。</p>	<p><b>2. 災害による期限の延長</b></p> <p>関税法又は関税定率法その他関税に関する法律に基づく申告、請求、納付等についての期限が定められているが、阪神大震災及び東日本大震災のような大規模な災害（特定災害）が発生した場合には、その定められた期限までに申告、請求、納付等を行うことができないことがあるので、特別に期限の延長が認められることとされている《関法第2条の3》。</p> <p><b>（1）特定災害による被災者等に対する期限の延長《関法第2条の3第1項、関令第1条の4》</b></p> <p>震災、風水害、火災、雪害、落雷、噴火、その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害であって<b>財務大臣が指定した特定災害があった場合</b>において、特定災害によって相当な災害を受けた地域として財務大臣が指定した地域（「<b>指定地域</b>」という。）に当該災害が発生した時に住所又は居所を有していた<b>被災者</b>が、特定災害が発生した日から財務大臣が指定する日までの間に到来する関税法又は関税定率法その他関税に関する法律に基づいて行わなければならない申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収の期限については、<b>財務大臣が指定する日（指定日）の翌日まで延長される</b>。</p> <p>特定災害により、期限が延長された者がその申請等をする場合には、延長された期限に該当する旨を記載した書面に、当該特定災害が発生した時に指定地域に住所又は居所を有しており、かつ、その被災者であることを証明する書類を添付して、税関長に提出する《関法第2条の3第2項、関令第1条の5》。</p> <p><b>（2）特定災害被災者に対する期限の2月以内の再延長《関法第2条の3第3項》</b></p> <p>税関長は、上記（1）によって延長された期限について、その指定した特定災害地に起因するやむを得ない理由により、その延長された期限・指定日までに申請等を行うことができないと認める者があるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その者に係る当該延長された期限を再び延長することができる。</p> <p><b>（3）特定災害における被災者以外の者に対する期限の延長《関法第2条の3第4項》</b></p> <p>特定災害の被災者との均衡を図るため、特定災害の被災者以外の者が、指定地域に係る特定災害に起因するやむを得ない理由により、特定災害が発生した日以後に到来する申請等の期限までに当該申請等を行うことができないときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。</p> <p>なお、この場合における期限延長の申出は、当該特定災害に起因するやむを得ない理由を記載した書面を、税関長に提出することにより行う《関令第1条の5第4項》。</p>

頁	新	旧																
194	<p><b>3. 関税等が納付されない貨物</b> の記述を一部修正</p> <p>輸入（納税）申告書を使用して<b>関税</b>（内国消費税及び地方消費税を含む。以下「関税等」という。）の納税申告をした貨物については、――（省略）――<u>関税等が納付された後（関税の納付を委託する場合においては、納付受託者が当該委託を受けた後等）</u>でなければ、輸入が許可されない《関法第 72 条》。</p>	<p>輸入（納税）申告書を使用して<b>関税</b>（内国消費税及び地方消費税を含む。以下「関税等」という。）の納税申告をした貨物については、――（省略）――<u>関税等が納付された後でなければ、輸入が許可されない</u>《関法第 72 条》。</p>																
236	<p>(3) 関税を納付すべき輸入郵便物の関税の納付方法 の表内の記述を一部変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <th colspan="2">輸入郵便物の関税の納付の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社への委託納付</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td><u>納付受託者への納付委託</u></td> <td> <p>名宛人が<u>納付受託者</u>に納付を委託する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>納付受託者が日本銀行等に納付する。                      《<u>納付委託の対象となる郵便物</u>（次のいずれにも該当するもの）》</p> <p>① <u>関税等の額が次の金額以下である場合</u>                          クレジットカード 1,000 万円未満                          プリペイドカード 100 万円以下</p> <p>② <u>インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う通知（納付する関税の額、クレジットカード番号等）に基づき納付しようとする場合</u>                      《詳細については、「第 5 節-IV-[5]-3. 旅行者等の小口納付の特例」参照》</p> </td> </tr> </tbody> </table>	輸入郵便物の関税の納付の方法		（省略）	（省略）	日本郵便株式会社への委託納付	（省略）	<u>納付受託者への納付委託</u>	<p>名宛人が<u>納付受託者</u>に納付を委託する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>納付受託者が日本銀行等に納付する。                      《<u>納付委託の対象となる郵便物</u>（次のいずれにも該当するもの）》</p> <p>① <u>関税等の額が次の金額以下である場合</u>                          クレジットカード 1,000 万円未満                          プリペイドカード 100 万円以下</p> <p>② <u>インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う通知（納付する関税の額、クレジットカード番号等）に基づき納付しようとする場合</u>                      《詳細については、「第 5 節-IV-[5]-3. 旅行者等の小口納付の特例」参照》</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <th colspan="2">輸入郵便物の関税の納付の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社への委託納付</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> </tbody> </table>	輸入郵便物の関税の納付の方法		（省略）	（省略）	日本郵便株式会社への委託納付	（省略）	（新規）	（新規）
輸入郵便物の関税の納付の方法																		
（省略）	（省略）																	
日本郵便株式会社への委託納付	（省略）																	
<u>納付受託者への納付委託</u>	<p>名宛人が<u>納付受託者</u>に納付を委託する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>納付受託者が日本銀行等に納付する。                      《<u>納付委託の対象となる郵便物</u>（次のいずれにも該当するもの）》</p> <p>① <u>関税等の額が次の金額以下である場合</u>                          クレジットカード 1,000 万円未満                          プリペイドカード 100 万円以下</p> <p>② <u>インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う通知（納付する関税の額、クレジットカード番号等）に基づき納付しようとする場合</u>                      《詳細については、「第 5 節-IV-[5]-3. 旅行者等の小口納付の特例」参照》</p>																	
輸入郵便物の関税の納付の方法																		
（省略）	（省略）																	
日本郵便株式会社への委託納付	（省略）																	
（新規）	（新規）																	
268	<p>(4) <b>インターネットによる事前照会の手続等</b>－① の記述を一部変更</p> <p>ただし、照会者が、…（省略）…必要事項を記載し、これらを<b>画像情報とした電子メール</b>を、税関に送信することにより行うことになっている《関法基本通達 7-19-2 (3) ロ》。</p>	<p>ただし、照会者が、…（省略）…必要事項を記載し、<u>押印又は署名の上</u>、これらを<b>画像情報とした電子メール</b>を、税関に送信することにより行うことになっている《関法基本通達 7-19-2 (3) ロ》。</p>																
269	<p>(4) <b>インターネットによる事前照会の手続等</b>－② の記述を一部変更</p> <p>ただし、照会者が…（省略）…必要事項を記載し、これらを<b>画像情報とした電子メール</b>を、税関に送信することにより行うことになっている《関法基本通達 7-19 の 3-2 (3) ロただし書》。</p>	<p>ただし、照会者が…（省略）…必要事項を記載し、<u>押印又は署名の上</u>、これらを<b>画像情報とした電子メール</b>を、税関に送信することにより行うことになっている《関法基本通達 7-19 の 3-2 (3) ロただし書》。</p>																

頁	新	旧
290	<p><b>1. 提供できる担保</b> の参照条文を一部変更</p> <p>なお、担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるとされ《<u>関法基本通達 9 の 11-2</u>》、一般的には金銭（本邦通貨）や税関長が確実と認める保証人（銀行、損保会社等）の保証が利用されている。</p> <p>また、国債・地方債の担保価額は原則として額面金額だが、社債及び債券の担保価額は、時価の 8 割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮された金額とされている《<u>関法基本通達 9 の 11-4</u>》（その他のものについては関税関係の法令には定めがないが国税関係の通達では時価の 7 割とされている。）。</p>	<p>なお、担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるとされ《<u>関法基本通達 9 の 6-2</u>》、一般的には金銭（本邦通貨）や税関長が確実と認める保証人（銀行、損保会社等）の保証が利用されている。</p> <p>また、国債・地方債の担保価額は原則として額面金額だが、社債及び債券の担保価額は、時価の 8 割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮された金額とされている《<u>関法基本通達 9 の 6-4</u>》（その他のものについては関税関係の法令には定めがないが国税関係の通達では時価の 7 割とされている。）。</p>
291 ～ 292	<p><b>2. 担保の提供手続</b> の記述を一部変更</p> <p><b>2. 担保の提供手続</b> (省略)</p> <p><b>(1) 国債、地方債、社債その他の有価証券、金銭</b></p> <p>法務局の供託機関（供託所）に供託して、その供託書の<b>正本、担保を提供する旨の書類等</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 1 項本文、関法規則第 2 条第 2 項</u>》。</p> <p>ただし、担保として提供する国債、地方債又は社債が「登録国債又は社債等登録法」の規定により登録した国債、地方債、社債その他の債券である場合には、その登録を受け、登録済通知書、<u>担保を提供する旨の書類等</u>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 1 項ただし書、関法規則第 2 条第 3 項</u>》。</p> <p><b>(2) 土地、建物、船舶、航空機、工場財団等</b></p> <p><b>抵当権設定に必要な書類（登記事項証明書、評価の明細等）</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 3 項</u>》。</p> <p>なお、税関長は、抵当権の設定に必要な書類の提出を受けた場合には、法務局に抵当権の設定の登記又は登録を嘱託しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 3 項後段</u>》。</p> <p>土地、建物、船舶、航空機、工場財団等について抵当権を設定する者は、税関長であって、これらを担保として提供する者ではない。</p> <p><b>(3) 税関長が確実と認める保証人（例：銀行、損害保険会社等）の保証</b></p> <p><b>保証人の保証を証する書類</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 4 項、関法規則第 2 条第 6 項</u>》。</p>	<p><b>2. 担保の提供手続</b> (省略)</p> <p><b>(1) 国債、地方債、社債その他の有価証券、金銭</b></p> <p>法務局の供託機関（供託所）に供託して、その<b>供託書の正本</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 1 項</u>》。</p> <p>ただし、担保として提供する国債、地方債又は社債が「登録国債又は社債等登録法」の規定により登録した国債、地方債、社債その他の債券である場合には、その登録を受け、登録済通知書又は<u>担保権登録内容証明書</u>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 1 項ただし書</u>》。</p> <p><b>(2) 土地、建物、船舶、航空機、工場財団等</b></p> <p><b>抵当権設定に必要な書類（権利証等）</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 3 項</u>》。</p> <p>なお、税関長は、抵当権の設定に必要な書類の提出を受けた場合には、法務局に抵当権の設定の登記又は登録を嘱託しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 2 項後段</u>》。</p> <p>土地、建物、船舶、航空機、工場財団等について抵当権を設定する者は、税関長であって、これらを担保として提供する者ではない。</p> <p><b>(3) 税関長が確実と認める保証人（例：銀行、損害保険会社等）の保証</b></p> <p><b>保証人の保証を証する書類</b>を税関長に提出しなければならない《<u>関令第 8 条の 2 第 3 項</u>》。</p>

頁	新	旧
297	<p><b>3. 旅行者等の小口納付の特例</b> の記載を一部変更</p> <p><b>3. 旅行者等の小口納付の特例</b> (省略)</p> <p>① 関税を納付しようとする者は、 i ~ ii (省略) のいずれにも該当する場合には、納付受託者に納付を委託することができる《関法第9条の5第1項》。</p> <p><u>この小口納付の特例には、次の二つの場合がある。</u></p> <p><u>イ クレジットカードを使用する方法により関税を納付する場合は、納付しようとする関税の税額(内国消費税等の納付と併せて行う場合にあつては、納付しようとする内国消費税等及び関税の税額の合計額)が1,000万円未満であり、かつ、当該関税を納付しようとする者のクレジットカードによって決済することができる金額以下である場合《関法規則第1条の8第1項第1号》</u></p> <p><u>ロ 資金決済に関する法律に規定する第三者型前払式支払手段等により関税を納付する場合は、納付しようとする関税の税額(内国消費税等の納付と併せて行う場合にあつては、納付しようとする内国消費税等及び関税の税額の合計額)が100万円以下であり、かつ、当該関税を納付しようとする者が使用する第三者型前払式支払手段による取引等によって決済することができる金額以下である場合《関法規則第1条の8第1項第2号》</u></p> <p>②~⑨ (省略)</p>	<p><b>3. 旅行者等の小口納付の特例</b> (省略)</p> <p>① 関税を納付しようとする者は、 i ~ ii (省略) のいずれにも該当する場合には、納付受託者に納付を委託することができる《関法第9条の5第1項》。</p> <p>②~⑨ (省略)</p>
323	<p><b>(2) 期限後特例申告書の提出があった場合の非課税</b>—①—ロ の記載を一部変更</p> <p>ロ 期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が関税法第12条第9項第1号(延滞税)に定める提出期限である輸入の許可を受けた日の属する月の翌月末日(当該期限後特例申告書に係る納付について NACCS 法第4条第1項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日)までに納付されていた場合、又は当該税額の全額について当該提出期限までに納付受託者が委託を受けていた場合</p>	<p>ロ 期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が関税法第12条第9項第1号(延滞税)に掲げる提出期限である輸入の許可を受けた日の属する月の翌月末日(当該期限後特例申告書に係る納付について NACCS 法第4条第1項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日)までに納付されていた場合</p>

頁	新	旧
457	<b>3. 免税の手続</b> の記載を一部変更 関税の免除を受けようとする者は、…(省略)… <u>加工若しくは製造されたことを証する書類</u> (船長の <u>記名</u> による採捕証明書及び本邦の在外公館又は現地の外国の官公署等の採捕証明書、加工等したものについては、更に船長の <u>記名</u> による加工等証明書)を税関長に提出しなければならない《定率令第16条の6》。	関税の免除を受けようとする者は、…(省略)… <u>加工若しくは製造されたことを証する書類</u> (船長の <u>署名押印</u> による採捕証明書及び本邦の在外公館又は現地の外国の官公署等の採捕証明書、加工等したものについては、更に船長の <u>署名押印</u> による加工等証明書)を税関長に提出しなければならない《定率令第16条の6》。
458	<b>7. 減税の手続</b> の記載を一部変更 関税の軽減を受けようとする者は、…(省略)…、 <u>加工又は製造を証する書類</u> (船長の <u>記名</u> による加工等証明書及び本邦の在外公館又は現地の外国の官公署等の加工等証明書)を添付して、これを税関長に提出しなければならない《定率令第16条の7第3項》	関税の軽減を受けようとする者は、…(省略)…、 <u>加工又は製造を証する書類</u> (船長の <u>署名押印</u> による加工等証明書及び本邦の在外公館又は現地の外国の官公署等の加工等証明書)を添付して、これを税関長に提出しなければならない《定率令第16条の7第3項》
544	<b>2. 特恵受益国等の指定要件</b> の記載を一部変更 <b>2. 特恵受益国等の指定要件</b> (1) <u>特恵受益国等</u> ( <u>132</u> か国・ <u>地域</u> ( <u>127</u> か国、 <u>5</u> 地域)、 <u>2021</u> 年 4 月 1 日現在) (省略) (2) <u>特別特恵受益国</u> ( <u>45</u> か国、 <u>2021</u> 年 4 月 1 日現在) (省略)	<b>2. 特恵受益国等の指定要件</b> (1) <u>特恵受益国等</u> ( <u>133</u> か国・ <u>地域</u> ( <u>128</u> か国、 <u>5</u> 地域)、 <u>2020</u> 年 4 月 1 日現在) (省略) (2) <u>特別特恵受益国</u> ( <u>46</u> か国、 <u>2020</u> 年 4 月 1 日現在) (省略)
548	(注) の記載を一部変更 (注) 平成 31 年度 <u>以降</u> 、中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジル、 <u>パラオ</u> の <u>6</u> かが適用除外	(注) 平成 31 年度 <u>から</u> 中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジルの <u>5</u> かが適用除外

頁	新	旧
560	表内 の記載を一部変更	
	<p style="text-align: center;"><b>国際運送貨物に係る税関手続等《NACCS 法第 2 条第 2 号イ、NACCS 令第 1 条第 1 項》</b></p> <p>1. 別表（NACCS 法施行令別表）に掲げる申告その他の手続に関する業務（詳細省略） （省略） （参考）電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない税関手続の例</p> <p style="margin-left: 20px;">① 審査請求 ② <u>通関手帳（ATA カルネ）を税関に提出することにより行う輸入申告等</u></p> <p>2. 次に掲げる<u>教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</u></p> <p>①～⑥ （省略） ⑦ 次の申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答 （貨物の通関、納税申告関係） 別表第 3 号 …（省略）… <u>第 57 号の 15</u> …（省略）… 第 93 号 （保税関係） 別表第 18 号 …（省略）… 第 35 号 <u>第 36 号の 5</u> <u>第 36 号の 6</u> 第 37 号 …（省略）… 第 57 号 （外国貿易船等の出入港関係） 別表第 11 号 …（省略）… <u>第 51 号の 4</u> …（省略）… 第 79 号 （関税の減免戻税関係） 別表第 59 号 …（省略）… 第 72 号の 4 <u>第 72 号の 5</u> 第 74 号 第 75 号 （<u>通関業法関係</u>） 別表第 93 号の 4 第 98 号の 2 第 98 号の 3 第 98 号の 4 3～9 （省略）</p> <p>※2021/8/20：（保税関係）別表第 18 号の第 36 号の 5 が重複につき 6 に修正しました。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国際運送貨物に係る税関手続等《NACCS 法第 2 条第 2 号イ、NACCS 令第 1 条第 1 項》</b></p> <p>1. 別表（NACCS 法施行令別表）に掲げる申告その他の手続に関する業務（詳細省略） （省略） （参考）電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない税関手続の例</p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>再調査の請求、審査請求</u> ② <u>通関業の許可申請</u> ③ <u>通関業務を行う営業所の新設の許可申請</u></p> <p>2. 次に掲げる<u>教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</u></p> <p>①～⑥ （省略） ⑦ 次の申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答 （貨物の通関、納税申告関係） 別表第 3 号 …（省略）… <u>第 57 号の 10</u> …（省略）… 第 93 号 （保税関係） 別表第 18 号 …（省略）… 第 35 号 第 37 号 …（省略）… 第 57 号  （外国貿易船等の出入港関係） 別表第 11 号 …（省略）… <u>第 51 号の 3</u> …（省略）… 第 79 号 （<u>関税の減免戻税関係</u>） 別表第 59 号 …（省略）… 第 72 号の 4 第 74 号 第 75 号 3～9 （省略）</p>

頁	新	旧
562	<p>[3]. NACCS 法において適用する情報通信技術活用法の概要 の記載を一部変更</p> <p>NACCS 法においては、<b>情報通信技術活用法</b>—情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律一の、<u>第6条</u>（電子情報処理組織による申請等）及び第7条（電子情報処理組織による処分通知等）を適用することが規定されている《NACCS 法第6条第1項》</p>	<p>NACCS 法においては、<b>情報通信技術活用法</b>—情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律一の、<u>第3条</u>（電子情報処理組織による申請等）及び第7条（電子情報処理組織による処分通知等）を適用することが規定されている《NACCS 法第3条第1項》</p>
564	<p>1. 情報通信技術活用法の適用 の記載を一部変更</p> <p>1. 情報通信技術活用法の適用 （省略）</p> <p>この場合において、<u>情報通信技術活用法第6条第3項</u>中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS センター）」と、「当該行政機関等」とあるのは、「当該申請等を受ける行政機関等」とされる《NACCS 法第3条第1項後段》</p>	<p>1. 情報通信技術活用法の適用 （省略）</p> <p>この場合において、<u>情報通信技術活用法第3条第3項</u>中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS センター）」と、「当該行政機関等」とあるのは、「当該申請等を受ける行政機関等」とされる《NACCS 法第3条第1項後段》</p>
588	<p>Check! の記述を一部修正</p> <p><b>Check !</b></p> <p>(1) 特定輸出者、特例輸入者又は認定通関業者が行う ATA カルネによる輸入申請については、<u>税関が定める対象官署の範囲内において蔵置官署以外の申告官署を選定してあらかじめ申し出た場合には、当該申告官署に対して行うことができる。</u></p> <p>(2) ATA カルネにより輸入され、当該 ATA カルネにより再輸出される物品については、特定の物品（ワシントン条約規制貨物等）を除き、経済産業大臣の輸入承認が不要である《輸入令第14条第1号》。</p>	<p>Check !</p> <p>ATA カルネにより輸入され、当該 ATA カルネにより再輸出される物品については、特定の物品（ワシントン条約規制貨物等）を除き、経済産業大臣の輸入承認が不要である《輸入令第14条第1号》。</p>
590	<p>Check! の記述を一部修正</p> <p><b>Check !</b></p> <p>(1) 特定輸出者、特例輸入者又は認定通関業者が行う ATA カルネによる輸出申請については、<u>税関が定める対象官署の範囲内において蔵置官署以外の申告官署を選定してあらかじめ申し出た場合には、当該申告官署に対して行うことができる。</u></p> <p>(2) ATA カルネにより一時免税輸入して、当該 ATA カルネにより再輸出する物品については、特定の物品（武器等、輸出禁制品、ワシントン条約規制物品等）を除き、経済産業大臣の輸出の許可又は輸出の承認が不要である《輸出令第4条第1項、第2項》。</p>	<p>Check !</p> <p>ATA カルネにより一時免税輸入して、当該 ATA カルネにより再輸出する物品については、特定の物品（武器等、輸出禁制品、ワシントン条約規制物品等）を除き、経済産業大臣の輸出の許可又は輸出の承認が不要である《輸出令第4条第1項、第2項》。</p>
	<p>(2) の記載を一部変更</p>	

頁	新	旧
606	(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項》 ( <u>令和 5 年 4 月 13 日</u> までの間)	(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項》 ( <u>令和 3 年 4 月 13 日</u> までの間)
618	(6) の記載を一部変更 (6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入 ( <u>令和 5 年 4 月 13 日</u> まで)	(6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入 ( <u>令和 3 年 4 月 13 日</u> まで)